

# 資金運用規程

(目的)

第1条 公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）の資金運用は、この「資金運用規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、定款第5条に規定する基本財産及びこの法人が保有するその他の財産とする。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分及び運用方針により行うものとする。

(1) 定款第5条第1項に定めた基本財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 資金運用の対象は、次のとおりとする。

(1) 預貯金（円建て及び外貨建て）

(2) 債券（円建て及び外貨建て）

(3) 株式（円建て及び外貨建て。ETF、REIT等の上場投信を含む。）

(4) 金銭債権流動化商品（円建て及び外貨建て）

(5) 上記1号から4号を主な投資対象とする投資信託（円建て及び外貨建て）

(6) その他、理事会が本規程第2条の原則に適合すると判断し、承認した運用対象

(運用のモニター)

第6条 理事長は少なくとも半年に1回、次の点についてモニターを行う。

(1) 全運用資産から生じた収益の合計

(2) 全運用資産について個別有価証券ごとの時価

(3) 信用格付けのある個別有価証券についての推移

(理事会の職務)

第7条 理事会は、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第10条に規定する資金運用計画案を審議し議決する。

2 理事会は、資金運用を管理・監督するため第9条に規定する債券等のモニタリングを含む運用

の経過及び結果について、少なくとも年2回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

3 理事会は、少なくとも年2回又は必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。

(理事長の職務)

第8条 理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

2 理事長は、資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

3 理事長は、定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用計画について報告するものとする。臨時評議員会においても、理事長が必要と判断する場合は同様とする。

(資金運用執行責任者の職務)

第9条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用計画の案を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について常に把握しなければならない。

3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。

4 資金運用担当者は、第7条第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

5 資金運用担当者が、この規程に違反する事実がないことを理事会が認めた場合には、運用の結果についての損害賠償等の責は負わないものとする。

(資金運用計画)

第10条 資金運用計画は、経営状況、公益事業遂行の状況、資金の使用目的、運用可能期間、並び

に経済金融環境の見通し等を総合して作成しなければならない。

2 資金運用計画は、前項の状況又は環境に重大な変化が生じた場合、事業年度の途中であっても、必要に応じて、理事会の承認を得て見直すことができるものとする。

(監事の職務)

第11条 監事は、資金運用執行責任者及び資金運用担当者の業務状況について、定期的に又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(資金運用委員会)

第12条 理事会は、資金運用規程や資金運用方針などの、資金運用にかかる事項全般を検討するために、資金運用委員会を設置することができる。資金運用委員会の組織、運営方法等は別に定めるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。